

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 地域振興課 生涯学習支援係 担当者名 宮内 寛子 電 話 930-2238
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 横浜市長津田地区センタートイレ等壁タイル修繕委託

2 履 行 場 所 横浜市長津田地区センター

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和4年3月31日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (随時 場所 長津田地区センター)

7 委 託 概 要
横浜市長津田地区センターのトイレ（7か所）及びシャワールーム
（2か所）の浮いた壁タイルの修繕委託

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 必要部材の 調達	壁100mm角タ イル	(2,900)	枚			
2 1階多目的 トイレ						
既存タイル撤去	集塵機使用	(0.5)	m ²			
内装壁タイル接 着張り	1枚貼り	(0.5)	m ²			
3 1階男子ト イレ						
既存タイル撤去	集塵機使用	(4.2)	m ²			
内装壁タイル接 着張り	1枚貼り	(4.2)	m ²			
4 1階女子ト イレ						
既存タイル撤去	集塵機使用	(4.2)	m ²			
内装壁タイル接 着張り	1枚貼り	(4.2)	m ²			
5 2階男子ト イレ						
既存タイル撤去	集塵機使用	(4.0)	m ²			
内装壁タイル接 着張り	1枚貼り	(4.0)	m ²			
6 2階女子ト イレ						

既存タイル撤去	集塵機使用	(4.0)	m ²			
内装壁タイル接着張り	1枚貼り	(4.0)	m ²			
7 体育館1階男子トイレ						
既存タイル撤去	集塵機使用	(2.0)	m ²			
内装壁タイル接着張り	1枚貼り	(2.0)	m ²			
8 体育館1階女子トイレ						
既存タイル撤去	集塵機使用	(6.7)	m ²			
内装壁タイル接着張り	1枚貼り	(6.7)	m ²			
9 体育館男子シャワー室						
既存タイル撤去	集塵機使用	(1.7)	m ²			
内装壁タイル接着張り	1枚貼り	(1.7)	m ²			
10 体育館女子シャワー室						
既存タイル撤去	集塵機使用	(1.7)	m ²			
内装壁タイル接着張り	1枚貼り	(1.7)	m ²			
11 諸経費						
産業廃棄物搬出		(1)	m ³			

諸経費		1	式			
小計						
消費税及び地方 消費税相当額						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市長津田地区センタートイレ等壁タイル修繕委託 仕様書

1 目的

令和元年に長津田地区センターの多目的トイレ壁のタイルの一部が剥離し、緊急修繕を行った。他のトイレについても点検したところ、築年数の経過によるトイレの壁タイルの浮きが広範囲に確認された。令和3年にも2階女子トイレの壁のタイルが一部剥離し、このような状態が続いている。これらのことを受け、本委託により横浜市長津田地区センターのトイレ等の壁タイルの修繕を行う。

2 委託内容

- (1) 事前調査
- (2) 必要部材の調達
- (3) 既存タイル撤去
- (4) 内装壁タイルの接着
- (5) 不要材の運搬・処分

3 施行箇所

横浜市長津田地区センター（緑区長津田町2327）

- (1) 本館 多目的トイレ
- (2) 本館 1階男子トイレ
- (3) 本館 1階女子トイレ
- (4) 本館 2階男子トイレ
- (5) 本館 2階女子トイレ
- (6) 体育館 男子トイレ
- (7) 体育館 女子トイレ
- (8) 体育館 男子シャワー室
- (9) 体育館 女子シャワー室

※ 別添「施行箇所図」を参照

※ 各部屋の修繕箇所については、事前調査し、委託者と協議の上決定すること。

4 成果品

- (1) 施工前、施工中、施工後それぞれの部屋につき写真1部及びタイルの使用枚数と処分枚数がわかるもの
- (2) 処分証明書類
産業廃棄物マニフェスト（A、B2、D、E票）写し1部

5 その他

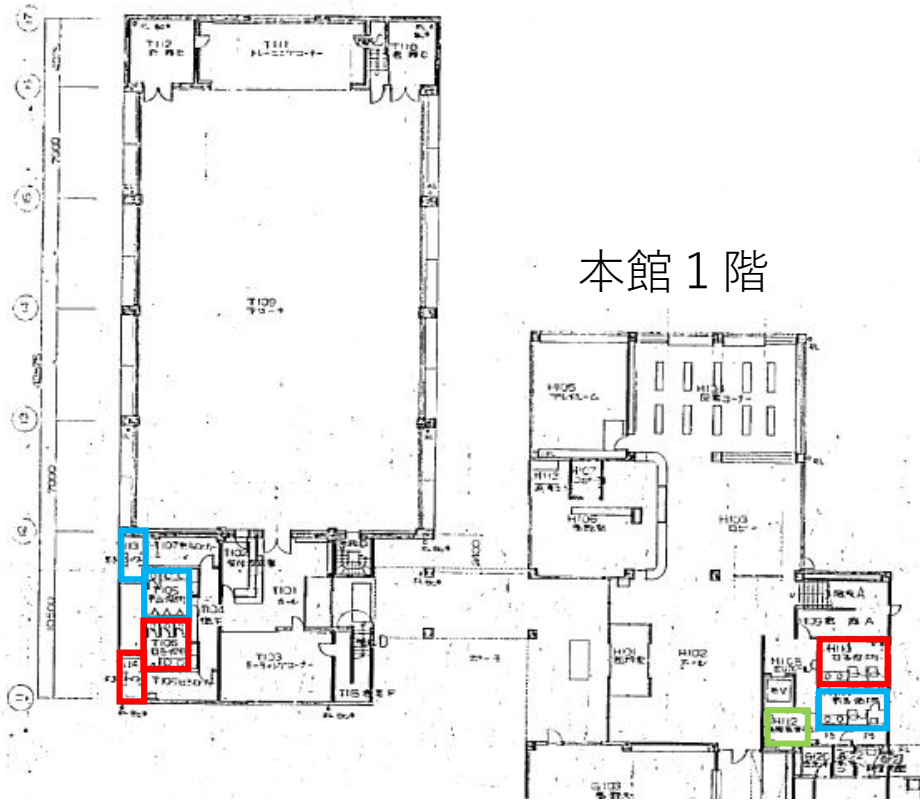
- (1) 区及び施設管理者と調整の上、施設の業務に支障のないように作業を行うこと。

- (2) 作業に際しては、利用者及び作業者の安全確保に細心の注意を払い、事故のないようにすること。また、作業者は、名札又は腕章などにより、身分が明確となるようにすること。
- (3) 施設は開館しながら行うため、当該施設のトイレがすべて使用できないことがないように計画的に作業を行うこと。
- (4) 作業終了後は、作業周囲を原状に復するものとする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託契約約款、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）、その他関連法令の定めることによるほか、必要に応じて、委託者・受託者双方で協議して定めるものとする。

【施行箇所図】

長津田地区センター全体図

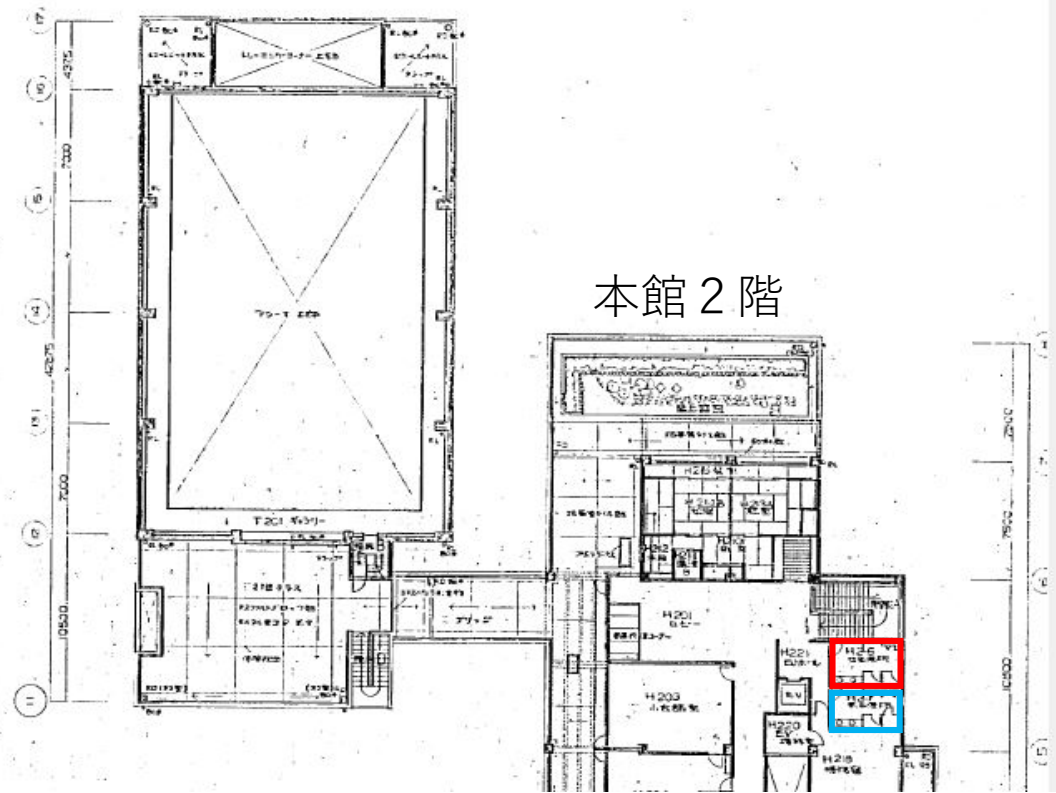
体育館1階



本館1階



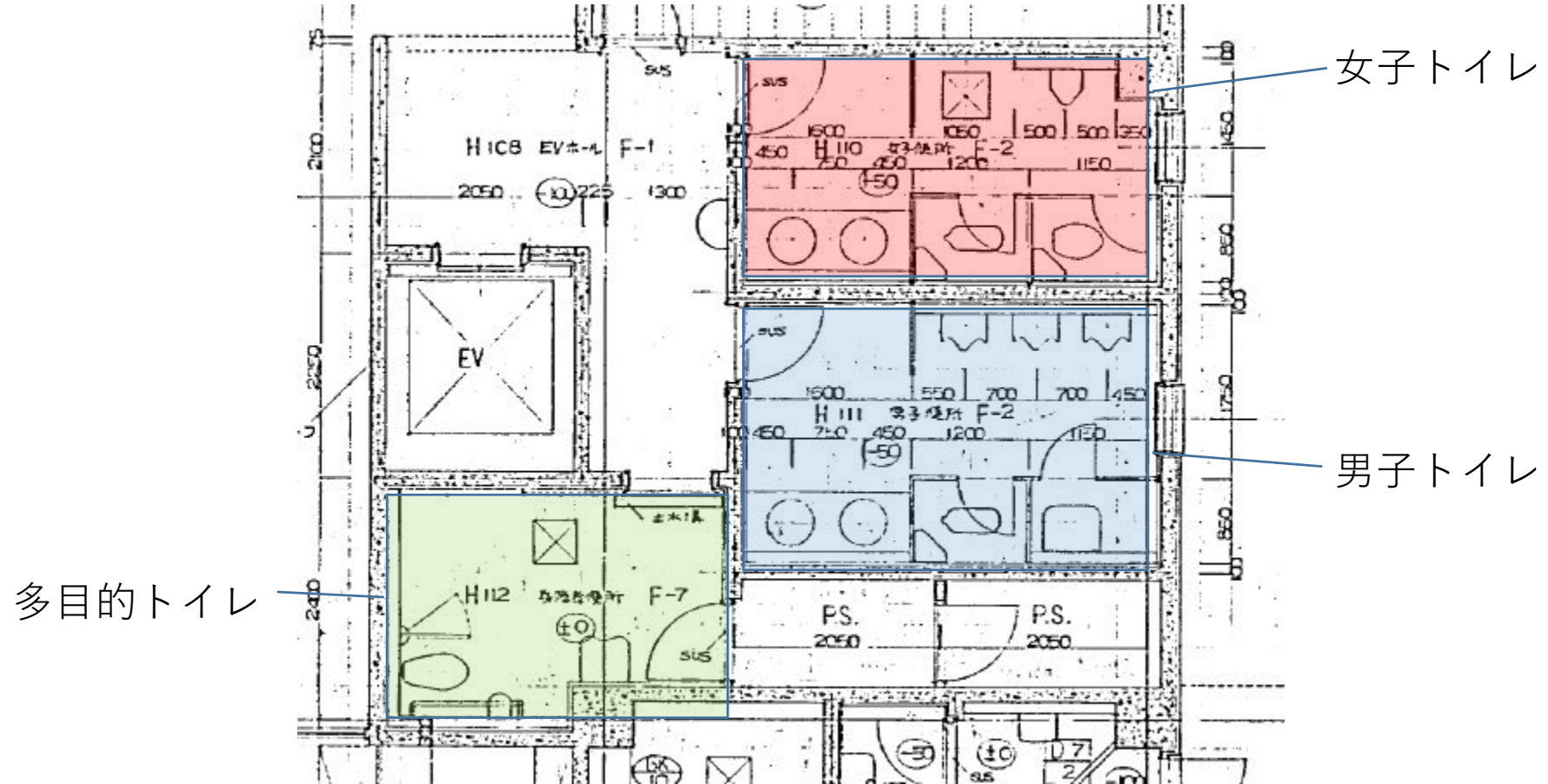
体育館2階



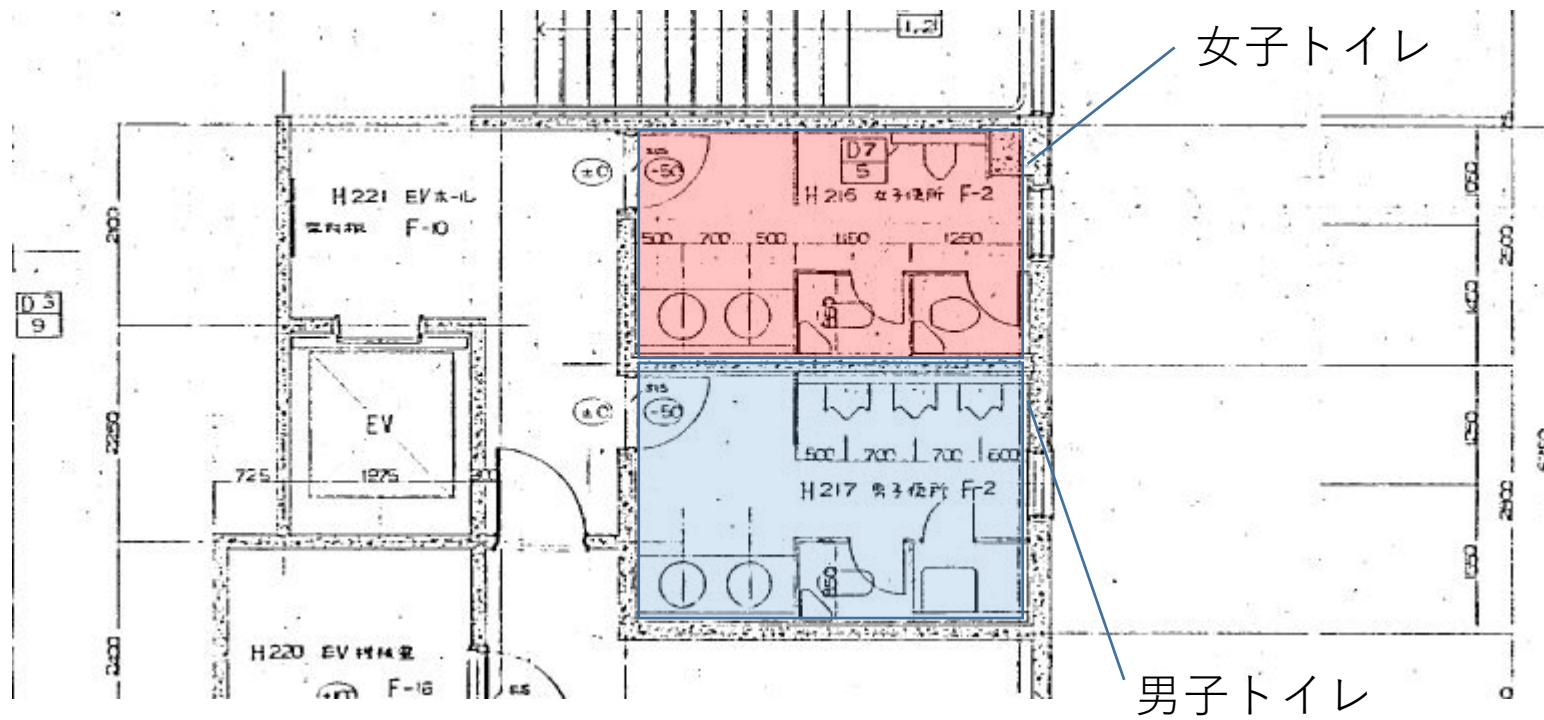
本館2階

248220011

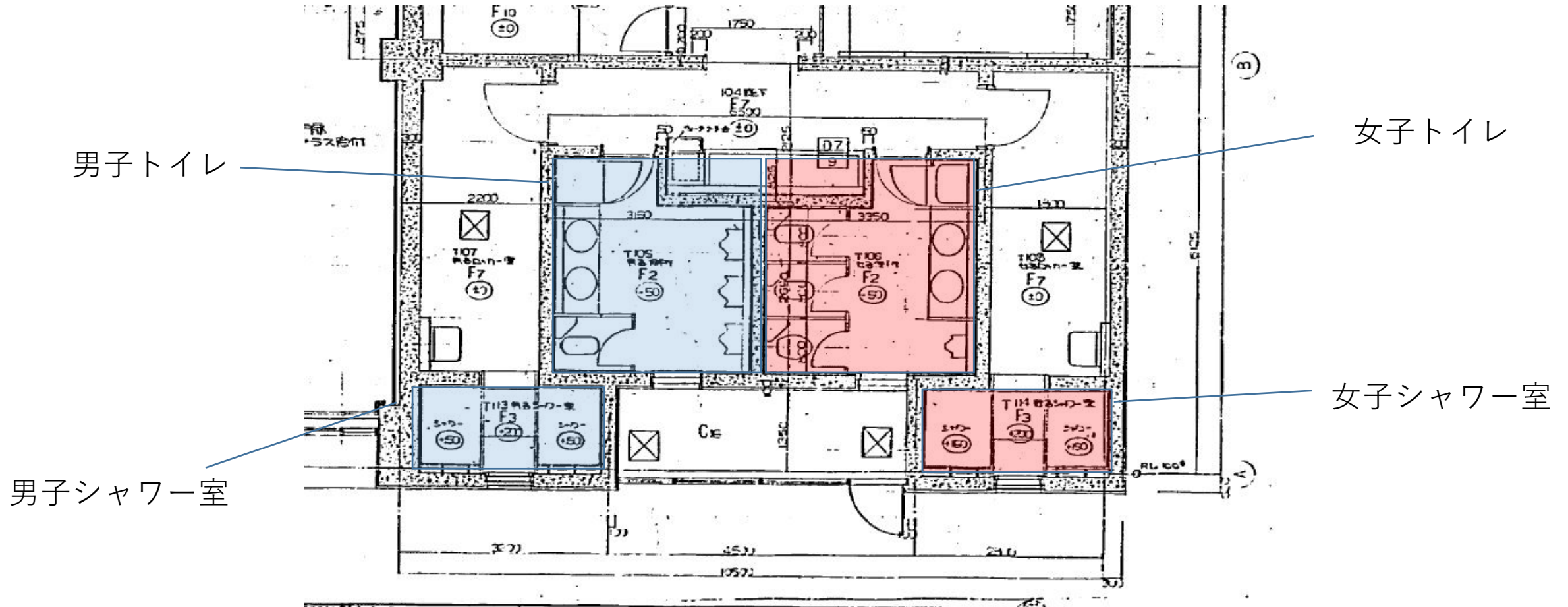
【平面図】 本館1階トイレ (多目的・男子・女子)



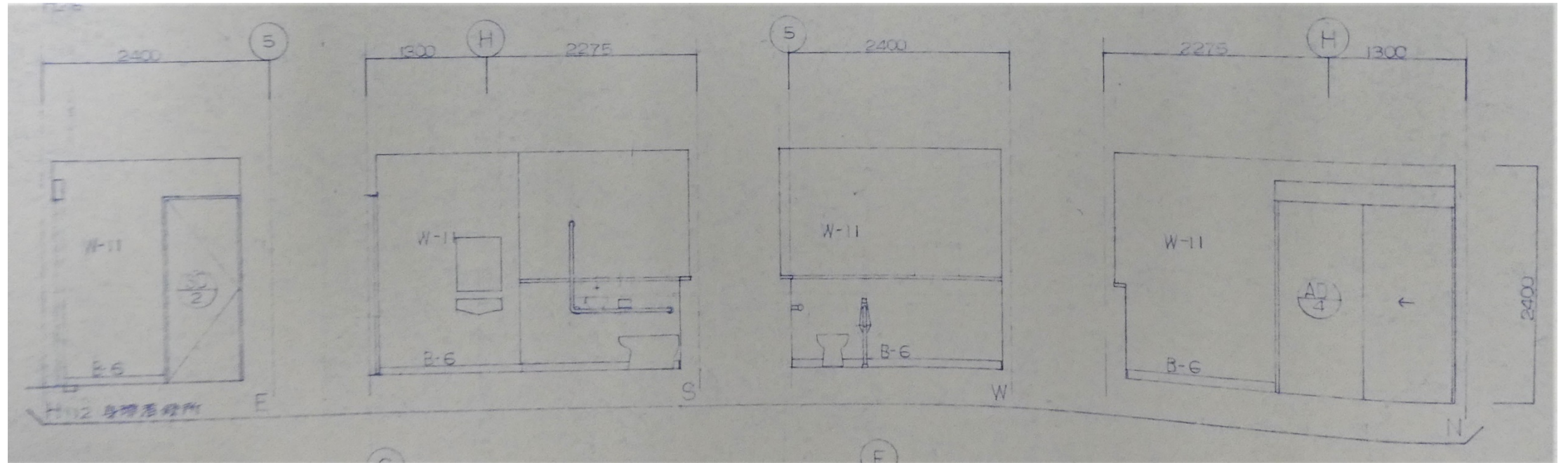
【平面図】 本館2階トイレ (男子・女子)



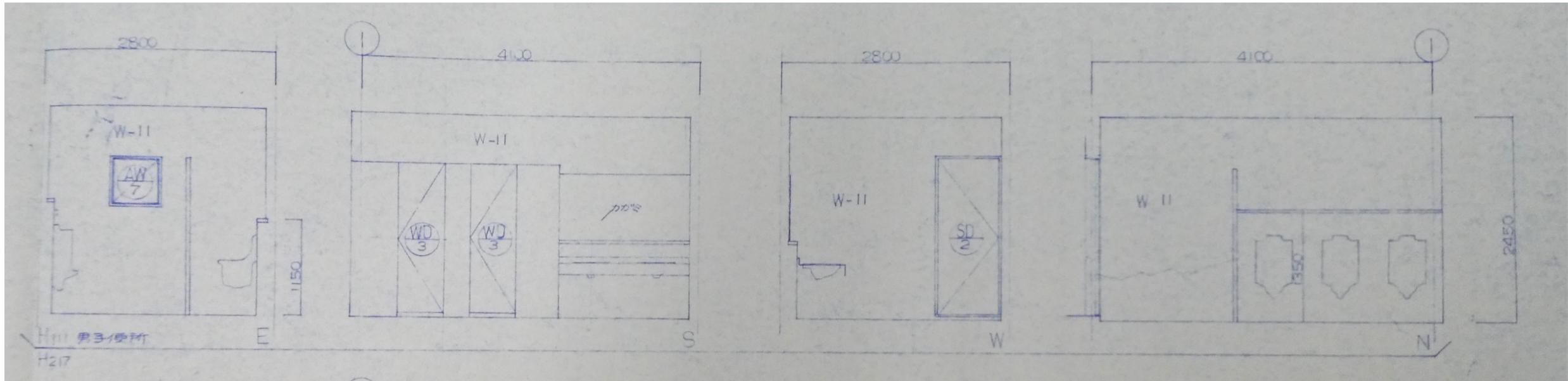
【平面図】 体育館 1階 (男子・女子トイレ・シャワー室)



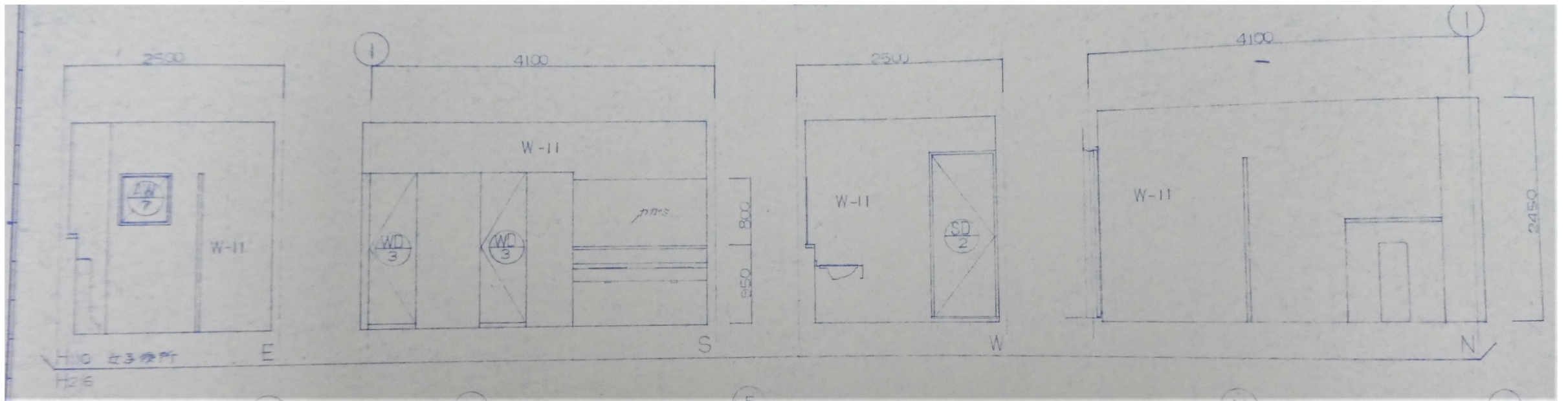
【立面図】 本館多目的トイレ



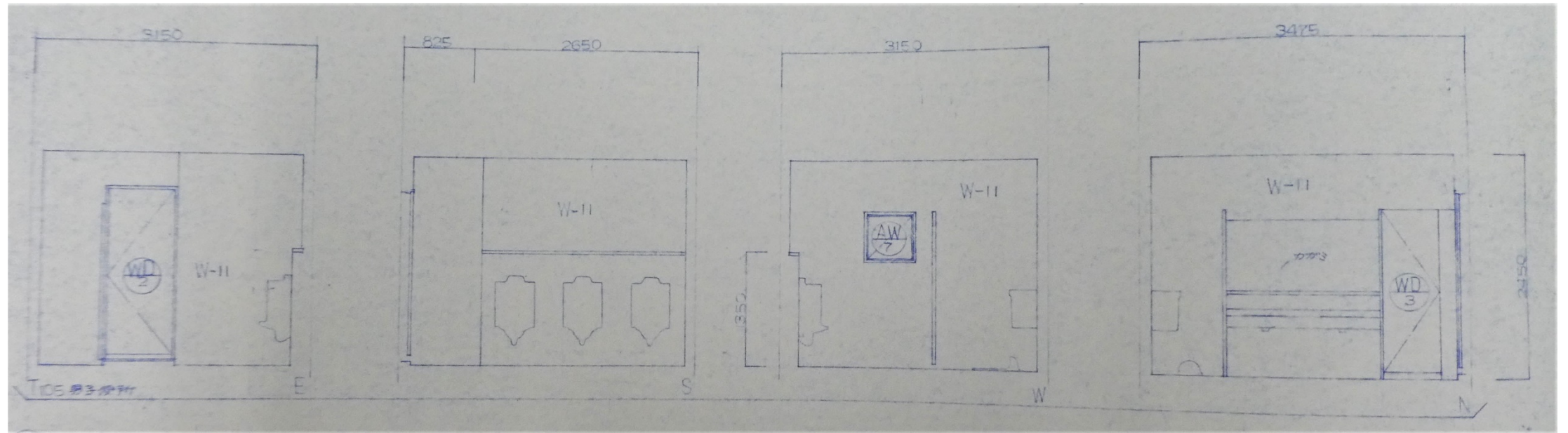
【立面図】 本館1階・2階 男子トイレ



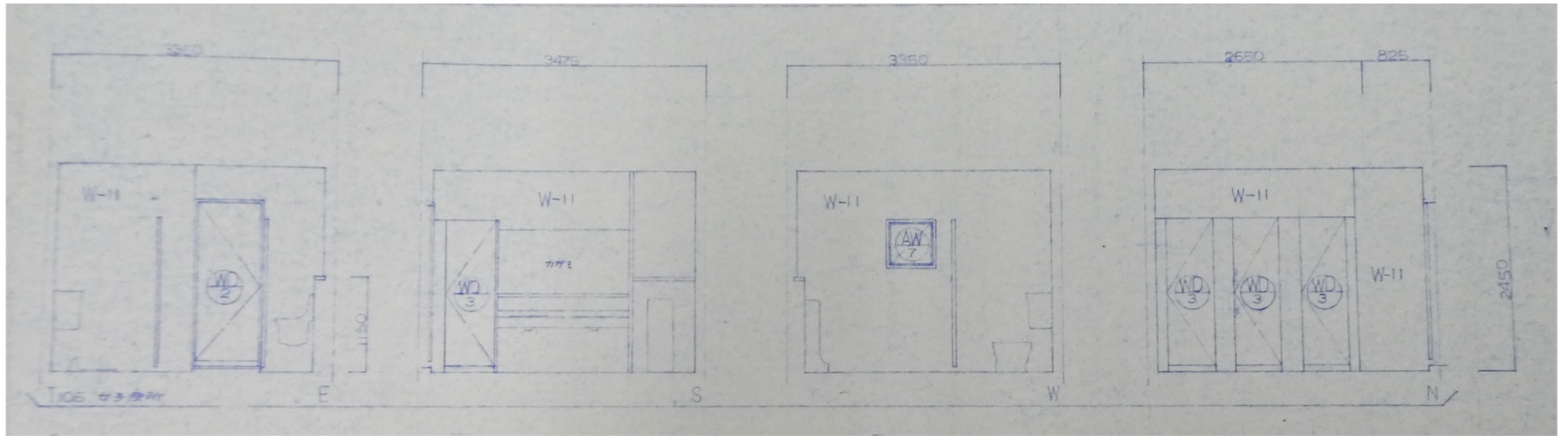
【立面図】 本館 1 階・2 階女子トイレ



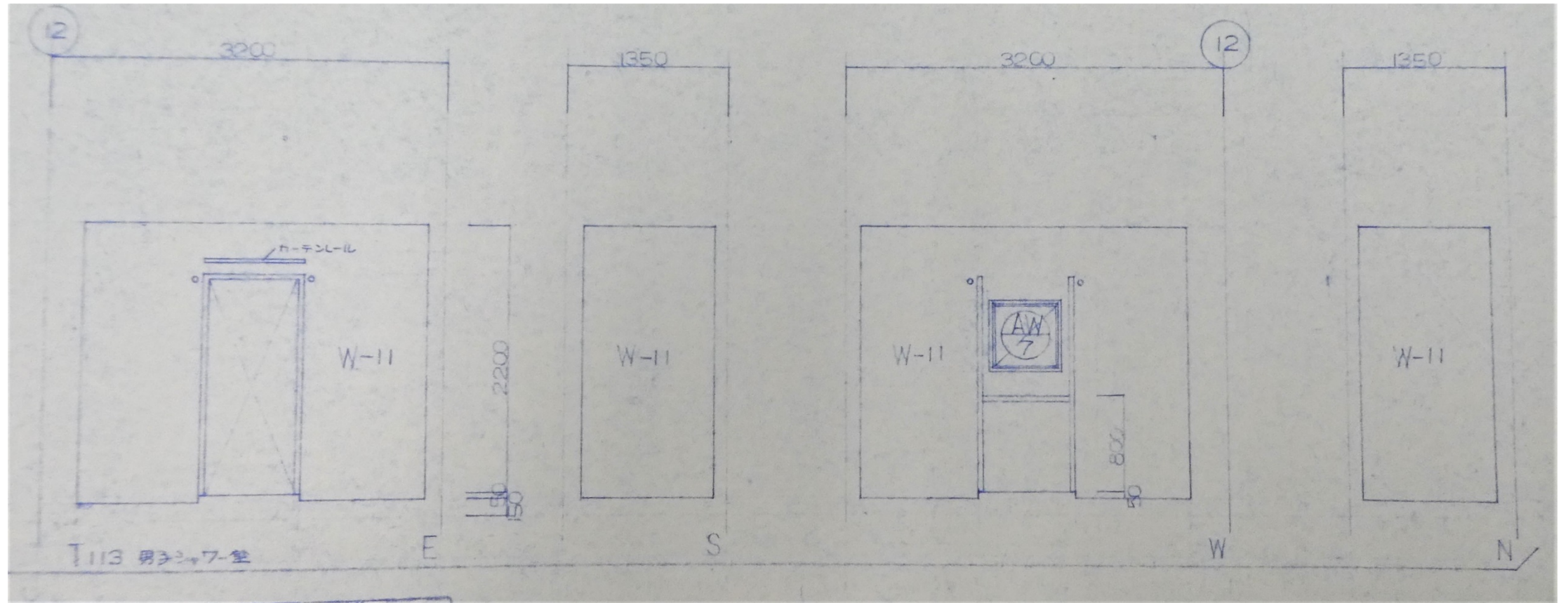
【立面図】 体育館男子トイレ



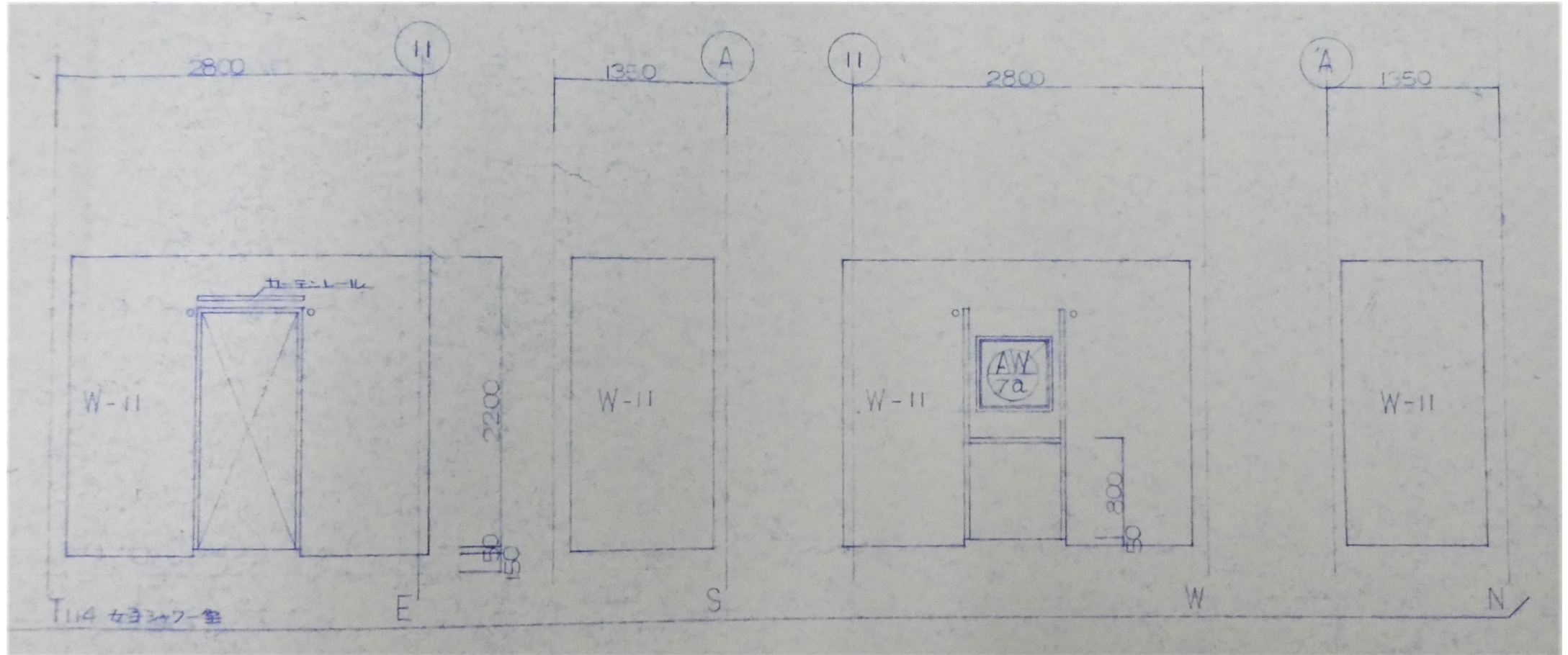
【立面図】 体育館女子トイレ



【立面図】 体育館男子シャワー室



【立面図】 体育館女子シャワー室



トイレ・シャワー室の壁タイル

